

「居宅介護等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援）重要事項説明書

当事業所は障害者総合支援法の指定を受けています。
（埼玉県指定 1116400118 号）
（移動支援事業 三郷市第 38 号、委託契約（吉川市））

当事業所はご契約者に対して、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、障害者移動支援事業（以下「サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- | | | |
|-----|-------|---------------------------------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) | 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) | 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 飯田 大輔 |
| (5) | 設立年月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2 ご利用施設

- | | | |
|------|-------------------|---|
| (1) | 施設の種類 | 指定居宅介護事業所
埼玉県 1116400118 号（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）
移動支援事業 三郷市第 38 号、委託契約（吉川市） |
| (2) | 施設の名称 | 福祉楽団 地域ケアよしかわ |
| (3) | 施設の所在地 | 埼玉県吉川市吉川団地 1 街区 7 号棟 107 号室 |
| (4) | 電話番号 | 048-984-2332 |
| (5) | 事業所長 | 関 隼汰朗 |
| (6) | 開設年月 | 2014 年 4 月 1 日 |
| (7) | 営業日 | 年中無休 |
| (8) | 受付時間 | 9：00～17：00 |
| (9) | サービス時間 | 24 時間 |
| (10) | 通常
の
事業実施地域 | 吉川市、松伏町、越谷市、三郷市、八潮市、野田市 |

3 サービス提供者の義務

福祉楽団 地域ケアよしかわでは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1 ご契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- 2 ご契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、ご契約者に聞きとり確認の上医師または看護職員と連携し、医療上の対応を行います。
- 3 ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 4 ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急止むを得ない場合には、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。

その場合、ご契約者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯・期間等について説明し、文書でその同意を得ます。

- 5 ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置

虐待防止責任者	福祉楽団 地域ケアよしかわ 事業部長 松本 亜季
---------	-----------------------------

- (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
- (6) 苦情解決制度の周知
- 6 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 職員の配置状況

厚生労働省が定める人員に関する基準を満たしています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名	
2	サービス提供責任者	2名以上	
3	訪問介護員	1名	3名

5 福祉楽団 地域ケアよしかわが提供するサービスの特徴

私たちは、福祉楽団基本理念（福祉楽団バリュー・ケアのものさし）に基づいて、質の高いケアを追求してゆきます。

(1) 居宅介護等計画の作成

ご契約者に対する、具体的なサービス内容やサービス提供方針については、お一人おひとりについて策定する「居宅介護等計画」に定めます。

(2) 障害者総合支援の基準サービス

① 居宅介護

・身体介護

ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。

入浴介助・清拭・洗髪・排泄介助・食事介助・衣服の着脱の介助・

通院介助・その他必要な身体介護を行います。

・家事援助

ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。

調理・洗濯・掃除・買い物・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者のご家庭に訪問し、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護（移動支援）

居宅において自立した生活ができるよう、移動時およびそれを伴う外出先において必要な情報提供、視覚的情報の支援、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

④ 介護等に関する相談、助言

5 利用料金

(1) 障害者総合支援法の基準サービス

契約書別紙に定める料金表によって、ご契約者の障害者区分に応じたサービス利用料金から障害者自立支援給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

☆ 事業者が介護給付額の代理受理を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付が申請されます。（償還払い）

(2) 障害者総合支援の基準外サービス

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

① 交通費

通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問、または出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 25 円

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、障害者自立支援の基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 30 日前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、当月末締めにてご請求します。

お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きをお願いいたします。

ご利用の翌月 27 日に自動引き落としされます。27 日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	利用予定日（初回）分のサービス利用料金の 5 割

(5) その他

○サービス提供に係る光熱水費等

ご契約者の居宅でサービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者のご負担となります。

6 サービスの利用に関する留意事項

訪問介護員の交代

① 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

① ご契約者からの交代の申し出

訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員を指定することはできません。

7 緊急時の対応方法について

ご契約者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、ご契約者があらかじめ指定する連絡先に速やかに連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

サービス提供中により事故が発生した場合は、市区町村、ご契約者の家族、ご契約者に係る計画相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故および事故に際してとった処置について、記録を作成し、家族等に説明をおこないます。重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

9 損害賠償について

福祉楽団 地域ケアよしかわにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

10 契約者の禁止行為について

ご契約者およびその家族等は、サービス従事者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは許されません。

☆ 福祉楽団では、適切なサービスの提供を確保する観点から、「ハラスメント防止のための指針」を定めています。

1.1 苦情の受付について

(1) 福祉楽団 地域ケアよしかわにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

〔受付担当者〕 齊藤 星

〔解決責任者〕 関 隼汰朗

受付時間 9：00～17：00

電話番号 048-984-2332

○投書による受付

郵送先 埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107号室

○電子メールによる受付

yoshikawa@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方を検討します。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、地域ケアよしかわに苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

吉川市健康福祉部 障がい福祉課	所在地 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 電話番号 048-982-9530 F A X 048-981-5392
松伏町役場 いきいき福祉課 障がい福祉担当	所在地 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 電話番号 048-991-1877 F A X 048-991-3600
越谷市福祉部 障害福祉課	所在地 埼玉県越谷市越谷 4丁目2番1号 電話番号 048-963-9164 F A X 048-965-3289
三郷市福祉部 障がい福祉課	所在地 埼玉県三郷市花和田 648番1 電話番号 048-930-7778 F A X 048-953-7785
八潮市 障がい福祉課	所在地 埼玉県八潮市中央1丁目2番1号 電話番号 048-996-2964 F A X 048-997-5445
野田市福祉部 障がい者支援課	所在地 千葉県野田市鶴奉 7-1 電話番号 04-7123-1092 F A X 04-7124-2878
埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階 電話番号 048-822-1243 F A X 048-822-1406 受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施していませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年1回実施しております。	

私は、指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

福祉楽団 地域ケアよしかわ

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名

印

署 代 理 人 住 所

氏 名

（続柄

）印